

○谷委員 木材利用について、さて、これから質問をさせていただくわけですが、中身は三つの項目に分かれております。

一つは、やはり私なりに、私も山村と言われる地域に生まれ育って、現在も住んでおりますけれども、いろいろな壁がある。一つは町づくりをするに当たっての壁、そして二つ目は建築基準法と各省庁の施設の設置基準という壁、そして三つ目は農林水産省の壁であります。まず、町並みづくりの壁についてからお話に入らせていただきたいと思います。

お手元にカラーの写真があらうかと思えます。これは、各議員が用意するというので、何ときょうは合同審査でカラーで百二十枚も、いや、実際、大変物入りでございました。しかし、これは白黒であれば、この町並みの景観というのが出ないんです。

これは私の選挙区の兵庫県北部の城崎温泉であります。千四百年の歴史を誇る大変古い温泉です。この城崎は、大正十四年に北但大震災という地震、そして大火災で壊滅的な被害を受けました。当時の写真を見ますと、外湯は倒壊、旅館街も消滅、焼け野原という言葉がありますけれども、まさしくそういう感じの状態になりました。この城崎地区、七百戸ぐらいあったんですけれども、当時、五百四十八戸が焼失している。死者も二百人をたしか超えたかと思えます。

そして、この壊滅的な震災を受けて、町の人たちは立ち上がりました。自分たちの土地を提供して道路を広くして、そして河川の幅を広げて、木の橋をコンクリートもしくは石の橋にして、そして木造の三階建ての棟ばかりではなくてコンクリートの建物を入れる、そして公共施設は自分たちで頼んで防火の用をなすようにした、あるいは防火壁も設置した、そういう町づくりを続けてきました。

あわせて、景観に配慮した、ここに今各委員の皆さん方のお手元にもあると思えますが、情緒のあるこういう町づくりをずっと進めてきたところであり、地域の方々が自主的に、外壁の色とかテントとか屋根とか壁面とか、そして看板とか、あるいは、冷暖房機の室外機というのがありますけれども、それを自主的に目隠ししよう、こういうこともやりました。自販機も、あれは赤とか割と派手な色がありますね。それをメーカーに話をし、周囲に調和するように色も変えてくれ、そういうことも今やり、そしてそれが実を結んで、まだ完全ではありませんけれども、電線地中化にも一部既に取り組んでいまして、こういう町並みができ上がってきたところでもあります。

そして、古い日本の木造三階建て、写真の一ページ目にございますように、こういう旅館も今なお残っております。一ページ目の左下が、かの有名な志賀直哉が大正の初めに「城の崎にて」を書いた三木屋旅館です。右側が、一番今では由緒あると言われている、大きい、格式の高い西村屋という旅館であります。こういうふうに綿々と残っている。

しかし、このときも、私の現地を見た写真を添付させていただいているんですけれども、やはり町の方が言うには、今は何とかこの景観を守れている。しかし、木造がいつまでも永久にもつものではありません。また建てかえなきゃならない。では、そのときに同じような建物が建てられるかという、壁がある。壁は二つだ。建築基準法と消防法だ。大変厳しいと。

それで、私なりにいろいろ考えて、やはり今の、それぞれ各省庁も頑張っていると思えます。しかし、建物ごとの規制ということで、こういう城崎のように、町全体で一生懸命、防火壁をつくって、土地を提供して道路を広くして、災害に強い町づくりに建つ、そういう町にある建物と、そうでない、いわば自然発生的に密集している建物と、規制は基本的に同じなんです、建築基準法もあるいは消防法も。

このことについて、大変硬直的といいますか、町全体の安全性ということを加味した規制になっていないのではないかと。その辺について、これは今すぐはなかなか難しいです。難しいんですけれども、そういう観点でこの問題をとらえて、法規制のあり方というのをぜひ考えていただきたいと思うんですが、前原大臣の御所見をお伺いします。

○前原国務大臣 お答えをいたします。

私も、大学の際に友人たちと初めて城崎温泉に行ってから大変好きになりまして、もう数え切れないぐらい城崎温泉には行っておりますけれども、大変いい町並みで、外湯もすばらしくて、本当にすばらしい温泉地だと思っております。

それで、今、谷委員から御指摘ありました建築基準法におきましては、火災に対する安全性を確保する観点から、建築物の用途や規模に応じた規制がなされておりますけれども、これに加えて、都市計画法に基づいて地方公共団体が防火地域や準防火地域などを指定して、防火に関する規制を強化することが可能となっております。

防火地域や準防火地域の指定は、地方公共団体の判断で解除することが可能だということになっております。例えば、私の選挙区の京都市におきましては、祇園という地域があります。祇園の南側、それこそ電柱地中化になって非常にいい町並みが続いているところではありますが、あの地域は、平成十五年の二月に、防火地域及び準防火地域の指定を解除した上で、建築基準法に基づく条例を定めて、それ以降、自主的な防火に対する取り組み等を考慮して、防火地域及び準防火地域よりも緩やかな独自の防火規制を実施しております。

今、先生が御指摘をされた兵庫県の城崎温泉では、防火地域や準防火地域の指定はされておきませんが、特定行政庁である兵庫県が屋根、外壁についての防火の観点から規制の区域に指定をして、防火に関する規制が今強化をされております。したがって、京都市の場合と同様に、兵庫県が、特定区域の指定を解除した上で建築基準法に基づく条例を定めていただいて、自主的な防火に対する取り組み等を考慮して、防火地域及び準防火地域よりも緩やかな独自の防火規制を実施することは、制度上可能となっている、こういうたてつけになっております。

○谷委員 今の大臣の答弁、そのとおりだと思います。私も京都の木屋町、それは聞いています。ただ、私がここで大臣にお伝えしたかったのは、現実にはなかなか厳しいということなんです。現実にはそういういろいろな手続をとって。ですから、制度、建築基準法による規制そのものを、町全体の安全性というものを加味したような法体系を目指していくべきではないかという、いわば問題提起なんです。それをしっかりと受けとめていただきたいと思っております。

きょうは消防庁にも来ていただいておりますが、消防の規制も同じようにやはり単体の規制で、町全体の安全性というのはほとんど加味されていないと思うんですね、現行法規では。株丹次長にお尋ねします。

○株丹政府参考人 委員御指摘ございましたように、消防法、原則といたしましては単体の建築物で基準を考えてございます。これは、火災となりました建物において必要な応急対策の実施を確保するというのが考え方のもとにございまして、そういう意味では、なかなか、先生が御提案いただきましたような、地域全体の町づくりの取り組みを、直ちに緩和して、基準をその地域全体で緩和するというのは難しいところがございます。

ただ、今の消防法令の中におきましても、消防用設備等の基準、スプリンクラー等をつけていただくというようなものでございますけれども、これにつきまして、全国画一、必ず一律ということでは必ずしもなくて、建物の位置なり構造なり設備なりの状況に着目をして、基準を一律に適用しなくても防火の安全性が確保されると考えられる場合には、地元の消防機関、消防庁でありますとか消防署長さんの判断で、個々の建物単位でこの基準の適用を除外するということはあり得る、こういう制度になってございます。

○谷委員 ありがとうございます。

すぐには難しいと思っておりますけれども、ぜひ。もともと消防法は、国の法令の規制はなかったんですね、株丹次長。それで、昭和三十五年に、それまで各自治体がばらばらに条例をしていたのを、余りにもばらばらじゃないかということで、いわば国の方で、今の地方分権と逆の流れなんですね、それぞれの自治体が行っていたのを消防法規でした。

しかし、私の問題提起は、そうではなくて、もう一回、それぞれの地域の実態に合うような仕組みづくりということも視野に入れて、検討し直してはどうかという問題提起ですので、しっかりとその点は受けとめていただいて、今後検討をお願いしたいと思います。

具体論。建築基準法と省庁の設置基準という壁に移りたいと思っております。

我が国では、建築基準法で、木造建築物の三千平米以上はだめだという規制がございまして。これは昭和二十五

年の建築基準法に決められたものでございますけれども、根拠があいまいであります。いろいろ調べてみたところ、二十五年が建築基準法で、昭和二十二年に発生した学校火災の校舎が三千二百平米だったからどうも三千平米になったのではないかとされています。学校火災というのは、私が調べたところ、二十二年八月の広島高等師範の火災か、二十二年十二月の広島医科大学の火災、いずれも三千平米ぐらいだったと言われているようですけれども、それ以降、ずっと三千平米というのが基準としてあるわけです。

しかし、その後、基準法でさまざまな厳しい規制がとられるようになった、あるいは消防法規も、それは昭和二十年代、スプリンクラーなんか全くありませんでした。だんだんだんだんそういう厳しい規制ができてきた。

一方、外国に目を向けると、必ずしも別に三千平米なんということではないんですね。カナダでは、スプリンクラーを設置すれば七千二百平米までいい、そういう法規制だ。

そういうことから考えると、三千平米そのものも見直すべきではないか。特に、今回我々が審議しています木材利用促進の観点から、ぜひ前向きに見直していただきたいと思いますが、前原大臣の御意見を、御所見を、考え方をお伺いしたいと思います。

○前原国務大臣 今委員が御指摘をされましたように、建築基準法におきましては、延べ面積が三千平方メートルを超える建築物については、周辺地域一帯への延焼を防止する等の観点から、当該建築物の壁や柱等について耐火構造とすることを義務づけているところでございます。

先ほど先生が引用された他国の例でございますけれども、他国におきましても、木造建築物の用途に応じて、それぞれの固有の気候、風土、また建築技術の水準や災害の経験等を踏まえた規制を実施しているところであります。これも、先ほど委員が指摘をされましたカナダについては、スプリンクラーがあるかないかというところで高さ、階数も違ってまいりますし、面積も違ってくる。アメリカもそういう基準になっております。

そういう意味におきましては、さまざまな観点からの取り組みが行われているということで、見直しをということではありますが、重大火災が今までも起きているという観点から慎重にはならざるを得ないと思っておりますけれども、スプリンクラーの設置とか、さまざまな観点での検討を加えていくということは、委員御指摘のとおり大事なことなのではないかと考えております。

○谷委員 ぜひ前向きに大臣にお願いしたいと思います。

これは昭和二十五年なんですよ。まだ私の生まれる前から。これほど前のを何か金科玉条のごとく、そんな必要性は全くないと思えます。安全ということは、それは大事です。これは当たり前です、人の命がかかっているわけですから。ただ、それを加味した上でも、この今審議している、それでも木材は人間の心の面にもたくさんのいろいろなメリットがあるわけですから、ぜひ前向きにこの見直しの検討をお願いしたいと思います。

さて、その関連で、学校の校舎なんですね。学校の校舎、なぜ三階建ての木造建築物ができないのか、これももうひとつよくわかりません。

三階建ての実績というのはございますか。文部科学省の西阪部長が来られているんですかね、お願いします。全国で三階建ての木造の実績があるかないか。

○西阪政府参考人 公立学校施設につきまして毎年調査してございますが、木造の校舎で三階建てのものはございません。

○谷委員 大変残念なんですね。いや、法律上は三階建て以上でも建築可能ですと実は国土交通省は言うんです。しかしそれは、耐火性能設計法での設計で、実際には天井が四メートルとか、そういう校舎をつくらなければ基準がクリアできないんです。また、そんな校舎を建てるはずが現実にはないですね。ですから、今文科省の西阪部長からお話がありましたように、全く実績が出てこない。

そして、私の聞いている限りでは、三重県の熊野市、これは全国有数の木材の生産地です。そこで学校の建てかえがあった、中学校の改築があった。地元はぜひ木造で建てたかった。しかし、この法律が壁になって、結局断念してコンクリートにした。木材の生産地でコンクリートの学校の校舎ですよ。

ぜひこの辺についても、先ほどの建築基準法の改正の問題と絡むわけでございますけれども、積極的な見直しをお願いしたいと思います。

各種の木材利用の壁は、建築基準法だけではありません。各省庁の設置基準です。

建築基準法を見られたら、大臣はもうよく御存じでしょうし、委員の方も、ここに、私は手元に基準法がありますけれども、大変細かいです。一般的な法律でも何でも無い。建物でも、特殊建築物はこれこれこれこれと定義して、階数とかいろいろなことも事細かに書いている。しかし、各省庁の補助金をもらって施設を整備するときに、この建築基準法だけではなくて、また各省庁独自で設置基準というのを決めている。しかも、それが合理性があるのかというのと、どうも首をかしげるような設置基準もあります。

保育所、特別養護老人ホームは、なぜ二階建ての木造建築物はできないのですか。きょうは山井政務官に来ていただいていますので、その根拠、合理性について御説明をいただきたいと思います。

○山井大臣政務官 谷委員にお答えを申し上げます。

保育所に関しましても、特別養護老人ホームに関しましても、耐火構造のもので木造建築の例というのはございます。

ただ、谷委員も御承知のように、例えば保育所に関しましては、乳幼児は単独で避難が困難であり、職員の介助、誘導が不可欠であること、また、通所施設であるものの、昼寝、夕寝をしている時間帯があることという特性を考慮し、二階以上に保育室を設ける等の耐火基準に関して、児童福祉施設最低基準において、建築基準法の規定に上乘せをして規定しております。これに関しましては、平成十四年に改正を行った際にも、保育団体の方々や、また建築専門家の方々の意見を聞きながら改正をさせていただいたところでもあります。

また、今審議中の地域主権改革推進整備法案におきましては、保育所の最低基準に関しては基本的に条例に委任し、保育所の耐火基準に関しましては、国の基準を参考にすべき基準として、各自治体が地域の実情に応じて異なる内容の条例を定めることができるとする予定であります。

また、特別養護老人ホームにおきましても、昨年三月に起こった「たまゆら」の火災により十人の方がお亡くなりになりましたが、そのことでもおわかりのように、入所者が避難するのに通常より時間を要するものであり、特別養護老人ホームに関しては原則として耐火建築物にしなければならないというふうにしておりますし、このことについては、先ほどの保育所と同様に、地域主権改革一括推進法案の中で、耐火建築物等の設置基準についても参酌する基準とされまして、この法案の成立後は、防火体制については、厳重な注意を必要とされますが、地域の実情に応じた対応が可能になるということになっております。

○谷委員 山井政務官も、筋の通った答弁のようでありますけれども、全然納得はできません。

建築基準法で規制があるんですよ。体の不自由な、それはわかっています。私の弟も特別養護老人ホームをやっていますから、それは十分わかっています。わかっているながら、建築基準法の規制に上乘せして、特別養護老人ホームについていいますと、設置基準の第十一条で「特別養護老人ホームの建物は、耐火建築物でなければならない。」準耐火建築物じゃないんですよ。「耐火建築物でなければならない。」と厚生労働省は省令で決める。プロである国土交通の建築基準法を上回るものを。この理由がよくわかりません。

では、厚生労働省はプロがいるのか。私が調べたところ、いないですよ。文部科学省は、きょう来られていますけれども、文教施設企画部という部があって、その中に建築のセクションもあるんです。厚生労働省は、そんなセクションはないでしょう。専門家がいないのに、専門家が決めた建築基準法を上回るあれを、安全性の確保だという美名のもとに木造を規制する、こういうやり方は私は納得できません。

本当にそう厚生労働省が思うのであれば、建築基準法の改正を厚生労働省は主張すべきです。それが筋ではありませんか。自分のところだけで決められる省令では厳しく言っていて、建築基準法は、あれは知らないよと、これはどうかと思いますが、政務官、もう一度、ぜひ。

私の立場は、木材の利用をぜひ進めたいという立場で質問しているんです。

○山井大臣政務官 先ほども申し上げましたように、特別養護老人ホームでもツーバイフォー木造耐火建築による例もありますし、また谷先生にもお渡ししましたが、広島県の福山市の保育所でも木造のケースもあります。これも調べてみましたら、それほど費用は変わらないということですが、なかなかそういうことをやれる業者が今少ないというふうに聞いておりますので、谷委員のおっしゃるように、木造の方がやわらかく居心地がいいという部分もありますから、そこは耐火構造と含めて、そういうものがふえていけばいいなというふうに考えております。

○谷委員 それは厚生労働省なり、あるいは文部科学省が独自に設置基準を決めるというのはわかります。園児一人頭の広さとか、そういうのを決めていただければいいんですけども、建物について決めるのであれば、しっかり合理的な説明はしなければならない、そういうものでなければならないと思うんです。

なぜ木造であれば安全性が確保されないのか。本当にそれをしっかり、そういう社会的弱者を守る、あるいは弱い子供たちを守るということであれば、法改正を求めるべきだと私は思います。ぜひしっかり議論をさせていただいて、きょうの法案は、木材利用を促進しよう、そのための法案なんですから、ぜひその観点からも前向きに御検討をお願いしたいと思います。

あと、農林水産省で自給率目標をなぜ法案に入れないのかということをお尋ねしたかったんですけども、時間となりましたので、ぜひまた修正協議の方、前向きによろしくをお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

〔筒井委員長退席、川内委員長着席〕